




NISHIMURA & ASAHI



SOUTHEAST ASIAN LEGAL UPDATE



インドネシア.....	1
シンガポール.....	2
タイ.....	3
ベトナム.....	4



当四半期に発行されたオムニバス法(Omnibus Law)施行規則の概要及び資本市場に関する規制概要の注目すべきアップデートは以下のとおりです。

1. 外国人持株比率の緩和

多くの事業部門がこれまでの「閉鎖セクター」の категорияから除外されており、これは、インドネシア政府が外国投資を歓迎するとのコミットメントを示しています。これまで最低限の外国人持株比率しか認められていなかったその他の事業部門は、現在、外国人持株比率の基準を大幅に引き上げています。但し、一部の業種については、外国資本に対し閉鎖的なままであり、中小企業とのパートナーシップ等一定の条件を満たす場合にのみ実施可能となります。

2. 雇用法改正:二つの利害の均衡

「従業員有利」の方針でよく知られている法域として、最近の雇用規制は、雇用者-従業員関係の均衡をより図ることを企図しています。このことは、COVID-19 の流行が国内の既存企業や、経済が労働集約型産業に依然として大きく依存しているインドネシア全般に与える影響を考慮すると、とりわけ重大であると考えられます。近時の規則の影響を受ける主な分野は以下のとおりです。

- 時間外労働及び給与
- アウトソーシング契約
- 期間従業員
- 雇用関係の終了及び補償
- 外国人労働者の雇用

3. 土地の権原

インドネシア政府は、2021年2月、土地関連の権原について、オムニバス法により導入された一定の緩和措置を実施するための規制を発出しました。当該緩和には以下が含まれます。

- 特定の地域に所在する特定の種類の土地に建築された区画の専有部分の所有を外国人に認めること
- 特定の種類の土地の権利を、より長期の条件で、一度にかつ事前に付与することを認めること(これにより、当該土地のバンカビリティの著しい上昇が見込まれる)

4. ライセンス改革

インドネシアのビジネスライセンス制度は、手続の簡素化を主な目的として、リスクに基づくアプローチに変更されました。これは、リスクの低い事業活動は、単純な登録のみを必要とする一方、人の健康や環境等へのリスクが高い事業活動は、一定のライセンスを申請し、より厳格な監督を受けなければならないことを意味しています。

5. 資本市場:上場企業の非上場化

インドネシア金融サービス庁(Otoritas Jasa Keuangan - OJK)によって最近導入された注目すべき最新情報は、上場企業の非上場化に関連しています。

最近の規制では、OJK はインドネシア証券取引所の命令により、OJK の指示に基づき、強制的な非上場化を可能とする制度を創出しました。また、OJK は、同規制において、企業の非上場化のための詳細な要件や手続を定めています。

1. 2012 年個人情報保護法(2012 年法律第 26 号)(「PDPA」)の改正

2020 年個人情報保護(改正)法(2020 年第 40 号)に基づく改正 PDPA 法が、2021 年 2 月 1 日に施行されました。主要な改正点は以下のとおりです。

- みなし同意の範囲の拡大 - PDPA の下では、組織が個人の個人情報を収集、使用、又は開示する前に、組織が当該個人の同意を取得し、又は当該個人の同意を取得したとみなされなければならないという、一般的な要件が課されています。みなし同意の範囲に、「契約上の必要性による同意とみなされる」及び「通知による同意とみなされる」という 2 つの新たな規定が追加されました。
- 同意取得要件の例外 - 同意を得るための要件につき、2 つの新たな例外が導入されました。「正当な利益の例外」は、正当な利益を保護する必要がある場合に、関係者の同意なしに、組織が個人情報を収集、使用又は開示することを許可するものです。「業務改善の例外」は、特定の目的のために、関係者の同意なしに、組織が個人情報を収集、使用又は開示することを許可するものです。
- 情報侵害通知の義務 - 個人情報侵害が発生し、個人に影響を与え又は著しい規模の個人に重大な損害をもたらす、又はもたらす可能性が高い場合、組織は、可能な限り速やかに、かつ、情報侵害が通知可能と評価された後 3 暦日以内に、個人情報保護委員会に通知する必要があることを定めた、新たな情報侵害通知要件が導入されました。
- 個人情報の悪質な取扱いに関する新たな制裁 - 組織が所有している、又は組織の管理下にある個人情報の悪質な取扱いに関する個人の行動を対象とする新たな罰則が導入されました。

2. 物品サービス税法(Cap. 117A of Singapore)(「GST 法」)

2020 年物品サービス税法改正に基づく改正 GST 法が 2021 年 1 月 1 日に施行されました。これには、貿易業者の詐欺防止措置(貿易業者の詐欺の一部であることを知っていた、又は知っていたはずであった場合、課税対象者に対して行われた供給について、課税控除を請求することを認めない措置)が導入されたことが含まれます。

3. 電子取引法(Cap. 88 of Singapore)(「ETA」)

2021 年電子取引法改正に基づく改正 ETA は、2021 年 3 月 19 日に施行されました。同法は、主に電子移転可能記録に関する UNCITRAL モデル法を採用しています

ETA の重要な改正点は、電子移転可能記録(「ETR」)の新しい概念が導入されたことです。これにより、電子記録(文書による情報の要件を満たすもの)及び電子署名(自筆署名と同等と認識されるもの)の法的執行力が、ETR の形式の場合、一定の要件を満たすことを条件として、譲渡可能な証書(権原書類、為替手形、荷物手形、船荷証券及び約束手形等)に適用されることとなります。

1. 大麻関連事業の合法化のための新たな規制

第 5 カテゴリーの麻薬(特に大麻)の生産、輸入、輸出、流通、所持の許可及び承認に関する省令(B.E. 2563(2020))は、2021年1月29日に発効しました。これは、特に、商業、工業、医療及び研究目的のための大麻(Cannabis sativa L. subsp. Sativa)の生産、輸入、輸出、流通及び所持を許可するものです。

大麻関連事業の許可申請者は、タイに住所を有するタイ人、タイの法律により設立された法人(少なくとも取締役、社員又は株主の 3 分の 2 以上がタイ国籍を有し、かつ、その代表者がタイに住所を有するもの)、共同体企業又は指定行政機関でなければならないとされています。

2. 土地建物税の軽減

COVID-19 の大流行が人々の財務状況や生活の質に与える影響を緩和するため、特定の種類の土地及び建物に対する減税に関する勅令(第 2 号) B.E. 2564(2021)が成立し、2021年2月1日から施行されました。

この勅令により、居住目的又は農業目的に使用される土地及び建物並びに空地又は未使用の土地又は建物に対する 2021 年の租税は、90%軽減されます。

3. 食品広告

タイ食品・医薬品局は、現在の様々な広告チャンネルや広告方法を維持するため、食品広告基準に関する新たな通達を公表し(B.E. 2564(2021))、2021年3月31日に発効しました。

この通達は、公表前に当局の承認を必要とする特定種類の食品の広告及び宣伝文の特徴を定めたものです。また、『当該食品が「コロナウイルス防止」、「感染症の治療」、又は「コレステロール、血圧、脂質、血糖値の減少」をすることができる』等、厳格に禁止されている広告文もあります。

4. 非常事態令の延長

首相は、非常事態における統治に関する勅令(B.E. 2548(2005))第 5 条に基づき、国内全土における非常事態令の執行期間を 2021 年 5 月 31 日まで延長する旨を閣議決定しました。

非常事態令下では、首相はいかなる事業の運営にも一定の制限を課すとともに、会合や集会を禁止する権能を有します。例えば、午後 9 時以降のレストラン内での食事は認められません。

1. 2020 年投資法に関する政令

2021 年 3 月 26 日に発効した政令 31/2021/ND-CP は、2020 年投資法の、特に以下の内容に関する詳細を定めるために導入されました。

- 外国投資家(外国投資家とみなされる外国投資会社を含む)が投資することができない事業分野の一覧及び外国投資家が投資するために市場参入の条件を満たさなければならない事業分野の一覧並びにその他の関連する適用される方針
- 投資インセンティブ及び投資支援
- 投資家のためのプロジェクト実施保険、投資プロジェクトの認定、登録及び修正関連手続を含む投資プロジェクトの実施
- 外資系企業の設立・投資プロジェクトの実施

2. 2020 年官民パートナーシップ(PPP)投資法の政令

2021 年 3 月 29 日に発効した政令 35/2021/ND-CP は、PPP 投資に関する法律(2020 年)のうち、特に以下の内容に関する詳細を定めるために導入されました。

- 各分野及び各分野の PPP 事業に適用される最低投資資本
- PPP プロジェクトの評価
- PPP プロジェクトの準備
- 工事の完了確認、建設工事の移管、インフラストラクチャーシステム及び PPP 契約の終了

3. ハイテク企業の基準

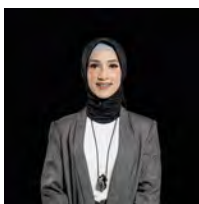
2021 年 4 月 30 日に発効する決定 10/2021/QD-TTg は、企業がハイテク企業として認定され、その結果、政府が決定する一定の投資インセンティブを受ける権利が与えられるための基準を定めています。

- 総純収入から投入額を差し引いた額に対する研究及び開発活動費の総額の割合は、①総資金源 VND 6 兆以上及び従業員 3000 人以上(「X 型企業」)を有する企業にあつては 0.5%、②X 型企業以外の企業かつ総資金源 VND1000 億以上及び従業員 200 人以上(「Y 型企業」)を有する企業にあつては 1%、③その他の企業においては 2%に達していなければならないとされます。
- 研究及び開発に直接従事する従業員のうち、大学レベル以上の教育を受けている者の割合は、①X 型企業では 1%、②Y 型企業では 2.5%、③その他の企業では 5%とされます。
- 企業の研究及び開発に要する経費が更に明確にされています。

4. 個人情報保護に関する政令案

ベトナム公安省は近時、パブリック・コメントのため、個人情報保護に関する政令案の第 2 版を公表しました。これは、情報主体の権利を保護するための様々な原則と規定を定め、情報処理者の活動を非常に厳格な要件で規制するものとなっています。

Contacts



インドネシア

[ミリアム・アンドレータ](#)

提携事務所パートナー,
Walalangi & Partners
mandreta@wplaws.com



[ジェン・エリザベス・ドノウ](#)

提携事務所パートナー,
Walalangi & Partners
idonauw@wplaws.com



[ハンス・アディプトラ・クルニアワン](#)

提携事務所アソシエイト,
Walalangi & Partners
hadiputra@wplaws.com



タイ

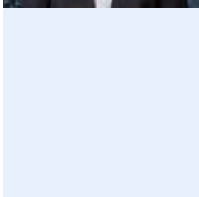
[ジラポン・スリワット](#)

パートナー, バンコク事務所共同
代表
j.sriwat@nishimura.com



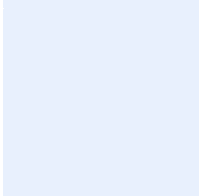
[アピンチャー・サーンティカセム](#)

カウンセラー, バンコク事務所
a.santikasem@nishimura.com



[スックジャイ・パンパスック](#)

アソシエイト, バンコク事務所
s.panpasuk@nishimura.com



[タナポン・ロムトーン](#)

アソシエイト, バンコク事務所
t.lomtong@nishimura.com



シンガポール

[メリッサ・タン](#)

アライアンス事務所ディレクター,
Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg



[チン・スーシヤン](#)

アライアンス事務所アソシエイト,
Bayfront Law
suxian.chin@bayfrontlaw.sg



[アンドレア・ワン](#)

アライアンス事務所アソシエイト,
Bayfront Law
andrea.wang@bayfrontlaw.sg



ベトナム

[ハー・ホアン・ロック](#)

パートナー, ホーチミン事務所
h.h.loc@nishimura.com



[ヴ・レ・バン](#)

パートナー, ホーチミン事務所
v.l.bang@nishimura.com



[グエン・テイ・タン・フォン](#)

カウンセラー, ハノイ事務所
n.t.t.huong@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 東城聡
木下清太

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所